

### 公募報告2（現地発表）

報告者：岡村優希（NTT 社会情報研究所 研究員）

タイトル：「パーソナルデータ・ガバナンスの民事法的側面」

本報告は、パーソナルデータの産業利用に対する法的規律の在り方について、民事法的側面に焦点を当てて検討するものである。

パーソナルデータの産業利用については、個別法が存在するということもあり、個人情報保護法による規律が主として論じられてきたが、その反面、民事法的な側面からの検討は十分に行われてきたとは言えない。この点につき、申請者は、労働者情報の収集・利用を念頭に、同意概念を中心に一定の検討を行った（岡村優希「労働者の個人情報の収集・利用に係る同意概念：労働法と個人情報保護法の交錯」季刊労働法 272号(2021年)136-151頁、岡村優希「労働者情報の収集・利用に関する法的検討：適法化根拠を中心に」情報法制学会第5回研究大会(2021年)）。

その検討成果として、個人情報保護法上の同意は、行政上のサンクションの免責効果をもたらすものであり、私人間の権利義務の得喪を規律する私法上の同意(契約)とは異なるものであることを明らかにした。しかしながら、両者の同意の法的性質が質的に異なることを述べるにとどまるものであり、また、検討対象も同意概念に限られたものであった。そこで、本報告では、より総合的な観点から、パーソナルデータガバナンスの民事法的側面についての体系的な検討を行うことを企図する。具体的には、①パーソナルデータの産業利用を法的に正当化すべき給付保持力をどのように基礎付けるのか、また、②私法上はどのようなサンクションが課され、それによる利益調整や行為規範性の担保が図られるのかを検討する。①については、データ自体を物権的に構成するのか、それともデータの提供行為に着目して債権的に構成するのかという問題(いわゆるデータオーナーシップの問題)を、債権の帰属構造に関する債権法分野における議論を参照しつつ検討し、また、②については、契約の内容規制(民法90条、548条の2第2項、消費者契約法10条等)や不法行為法(民法709条)のみならず、パーソナルデータを適正に取得し利用すべき内部統制システムの構築にかかる役員責任(会社法423条1項、429条1項)についても検討する。ここで一般条項の解釈論を展開するに際しては、パーソナルデータに係る基本権規範の理解を踏まえる。以上のような検討を通して、パーソナルデータ・ガバナンスにかかる民事法分野規律を体系的に明らかにするのが本報告の目的である。